

繁忙期における 雇用保険電子申請の事務処理について

電子申請で届出いただいた雇用保険関係の各種届出のうち、資格取得届等については、「秋田労働局 雇用保険電子申請事務センター」で集中化して処理しております。

年度初めの4～5月は、離職した方や入社した方に関する届出が大変多くなる時期です。

電子申請事務センター及びハローワークでは、できるだけ迅速に処理できるよう努めてまいります。この時期は、退職した方が一日でも早く雇用保険受給手続きができるよう「**雇用保険被保険者資格喪失届及び離職票発行**」の手続きを優先的に行うこととさせていただきますので、他の手続きについては、通常よりお時間を頂戴します。

何卒、ご了承くださいませようお願いします。

◇資格喪失届・離職証明書はお早めに手続きください。
提出期限は、喪失日の翌日から10日以内となっております。
最後の賃金が確定していなくても提出できます。

◇資格取得届は、雇用した日の翌月10日までに提出いただくこととなっております。4月に入社された方の場合は、5月10日までとなります。

なお、4月入社の方の資格取得届の提出は、4月下旬以降提出くださいますようご協力をお願いします。

また、資格取得届は、前職の資格喪失届の処理が終わらないと処理できませんので、ご了承ください。



秋田労働局 雇用保険電子申請事務センター

〒010-0065

秋田県秋田市茨島1丁目12-16 ハローワーク秋田2階

電話 018-801-0399

業務時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝、年末年始を除く平日）



雇用保険電子申請手続きのお問い合わせ先

電子申請手続きをした届出等についての、お問い合わせ先は以下のとおりです。

手 続 き 名		お問い合わせ先	
		電子申請 事務センター	事業所管轄 ハローワーク
事業所に関する手続き	雇用保険の適用事業所設置の届出・設置に伴う資格取得届		○
	雇用保険の適用事業所廃止の届出		○
	雇用保険の適用事業所の各種変更の届出		○
	雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届		○
	雇用保険事業所非該当承認申請書		○
被保険者に関する手続き	雇用保険被保険者資格取得届(注1)	○	
	雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付あり・なし、期間等証明書)	○	
	雇用保険被保険者転勤届	○	
	雇用保険被保険者証の再交付の申請		○
	雇用保険被保険者離職票の再交付の申請		○
	個人番号登録・変更届	○	
雇用継続給付に関する手続き	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認	○	
	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書(育児・介護)の提出及び育児休業給付受給資格確認	○	
	雇用保険育児休業給付のうち「出生時育児休業給付金」に係る休業開始時月額証明書の提出、受給資格確認・支給申請		○
	雇用保険高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金)の申請	○	
	雇用保険高年齢雇用継続給付(高年齢再就職給付金)の申請	○	
	雇用保険育児休業給付(育児休業給付金)の申請	○	
	雇用保険介護休業給付(介護休業給付金)の申請		○

(注1) 事業所設置の届出に伴うもの、同居親族、兼務役員、在宅勤務者に係る届出、6か月以上の遡及確認は安定所が処理します。

【電子申請についてよくあるご質問】

Q 電子申請をして、審査完了まで何日かかりますか？

A 通常は1～3日以内に完了します。但し、繁忙期や申請内容によっては数日かかる場合があります。特に年度初め4～5月は離職票の交付を優先して処理しますので、ご理解をお願いします。

Q 電子申請をしたのですが、内容に不備があったと差し戻しとなりました。最初から入力し直さなければいけないですか？

A 審査の上、再提出をお願いする場合があります。マイページの「申請案件に関する通知」で「修正指示」のご案内をしております。申請書を送信する前に「申請データを保存」機能で保存しておく、「作成済みの申請書を読込」から修正して再提出が可能ですので、申請前に保存しておくことをお勧めします。

Q 送信した電子申請を取下げたい場合はどうすればいいですか？

A 審査完了する前であれば、e-Govの電子申請システムで取下げが可能です。「申請案件一覧」「申請案件状況」画面から「申請取下げ」を行ってください。なお、再提出する場合は、取下げが承認されてから、申請してください。

Q 審査完了後はどのように通知されますか？そのあとはどうしたらよいですか？

A マイページ「公文書」に件数が通知されます。「公文書」をクリック、又は「申請案件一覧」「申請案件状況」画面から「公文書のダウンロード」で取得してください。公文書はPDF形式となり、事業主控えはデータで保管可能です。労働者の方には両面印刷の上、交付してください。

電子申請についてのその他の質問は[こちら](#)